

森林系技術者養成事業運営委員会運営要領

第1 趣 旨

一般社団法人日本森林技術協会（以下「日林協」という。）が行う「森林系技術者養成事業」（以下「事業」という。）が公平性を維持しつつ適正に行われることを確実にするため、「森林系技術者養成事業運営委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、公平性委員会として機能させることとする。

第2 構成等

- 1 委員会の委員は、森林・林業各分野に関する学識経験者、技術者、経営者、消費者等から理事長が選定し、本人の同意を得た上で、委嘱する。
委嘱に当たっては、いずれか一つの利害関係者だけが支配的にならないようにするものとする。
- 2 委員会の委員は8名以内とし、任期は2年とする。ただし、補欠選任の場合は前任者の残期間とする。
- 3 委員会の委員は再任を妨げない。
- 4 委員会の委員長は委員の互選により選出する。

第3 審議事項

- 1 委員会は、理事長が最低年1回開催する。
- 2 委員会は、次の事項について審議する。
 - (1) 事業で養成する技術者に関する基本的な事項
 - (2) 事業で養成する技術者の資格認定、分野別資格要件、研修等に関する基本的な事項
 - (3) 認定審査の実施状況等認定審査の公平性の確保に関する事項
 - (4) その他事業の運営に関する基本的な事項
- 3 理事長は、前項(3)の審議に当たって、認定審査の経過及び結果に関する資料のほか、苦情又は異議申し立てに関する記録や内部監査の記録を提供した上で、委員会の意見を求めなければならない。
- 4 委員会は、公平性確保の面で、次の事項に該当する事象が認められ、公平性確保に重大な支障をきたすと判断された場合には、理事長に報告するものとする。
 - (1) 一貫した公平な認定の提供の支障となる、偏った傾向
 - (2) 透明性を含む、認定の公平性または信頼性に影響する事象

第4 守秘義務等

- 1 委員は、委員会開催時に入手した情報を厳重に管理し、外部への遺漏を防止しなければならない。
- 2 委員は、商業的その他の利害関係に影響されてはならない。

第5 事務局

運営委員会の事務局は、日林協管理・普及部に置く。

第6 その他

委員会が開催された場合は、議事録として記録する。

付則

この要領は、平成13年4月1日より施行する。

この要領は、平成19年4月1日より施行する。

この要領は、平成23年4月1日より施行する。

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

この要領は、令和4年9月1日より施行する。(最終改正)